

(整理番号 716 )

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和7年度第1回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会  
議事要旨

1 日 時 令和7年8月21日 (木)  
午後4時59分から同6時37分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	2 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に表田委員、部会長代理に岸本委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府自動車小売業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
  - ・ 労働者代表委員からは、日本の成長を支える自動車産業の永続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要である、未組織労働者や非正規労働者を含めた全ての労働者の賃金の底支えを図るためにも最低賃金の取組は重要である等の理由から改正の必要有りとの主張があった。

- ・ 使用者代表委員からは、原材料費や労務費の価格転嫁ができない企業が相当数ある、物価上昇や人材確保の観点から賃金引上げは重要であるが、特賃の設定とは別問題であり、各社で企業体力に見合う賃上げをすべきである等の理由から改正の必要無しとの主張があった。
- (6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。